

住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）・ 低所得者の子育て世帯加算給付金（5万円）を支給

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響が大きい低所得世帯への支援として、給付金を支給します。

住民税均等割のみ課税世帯給付金

●支給対象者

令和5年12月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割のみが課税である世帯、または令和5年度住民税が均等割のみ課税されている人と非課税の人で構成される世帯（住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯は除く）

※他市町村で既に令和5年度分の住民税均等割のみが課税である世帯に対する給付金（10万円）の支給を受けた世帯は、対象外です。

●支給額

1世帯当たり10万円（1回限り）

低所得者の子育て世帯加算給付金

●支給対象者

住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯

●支給額

児童1人当たり5万円（1回限り）



●手続き方法

対象世帯には、支給に関する確認通知書または申請書を3月上旬から順次発送します。

◇確認通知書が届く世帯

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金（非課税世帯への7万円の給付金）を受給した世帯で、18歳以下の児童がいる世帯。

◇申請書が届く世帯

住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の支給対象と思われる世帯。（18歳以下の児童がいる世帯を含む。）

●申請方法

◇送付◇オンライン申請（送付による書類の返送手続きは不要です。）

※必要書類など、詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

●支給日 3月下旬以降随時

※オンライン申請の内容、または送付された書類に不備がある場合は、支給予定日が変更となる場合があります。

●申請期限

5月31日（金）（消印有効）

●問い合わせ先

総務管理課給付金等担当 ☎(580)1917



住民税均等割のみ
課税世帯給付金



低所得者の子育て世帯
加算給付金

大野城市中小企業緊急経済対策融資（利子補助付の融資）の 新規申込受付は3月まで

●新規申込受付期限 3月29日（金）

※商工会へのあっせん申込期限

●融資申込先 市商工会

●利子、保証料補助 請求可能な時期に、事業者へ市から直接案内します。

※融資制度・補助制度など、詳しくは市ホームページを確認してください。

●問い合わせ先

◇産業振興課産業振興担当

☎(580)1870

◇市商工会

☎(581)3412

